

地域で不足している医療機能、医師不足地域での医療の提供の内容（例）

○当該の外来医師過多区域内で提供が求められる医療

<当該区域で不足していると判断される場合に限る>

- ・ 夜間・休日等の診療
- ・ 発熱外来の診療
- ・ 在宅当番医制度への参加
- ・ 夜間休日急患センターへの出務
- ・ 2次救急医療機関の救急外来への出務
- ・ 在宅医療の提供
- ・ 学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療
- ・ 警察医会への協力
- ・ 地域産業保健センターへの協力
- ・ 乳幼児健診
- ・ 不足する特定診療科に係る医療（産科、小児科、児童精神科等）

※都道府県医師会や関係郡市区医師会等の関係者との協議においてご判断ください。

○当該区域外の、医師少数区域等（自都道府県外を含む。）で提供が求められる医療

- ・ 定期的な外来医療の提供
- ・ 学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療
- ・ 夜間・休日等の診療
- ・ 夜間休日急患センターへの出務
- ・ 2次救急医療機関の救急外来への出務

※あわせて、全国マッチング支援への登録や都道府県や都道府県医師会等によるドクターバンクにおける医師不足地域への登録を求める。

※これらの医療提供を求める際には、外来医師過多区域を有する都道府県の調整のもと、外来医師過多区域内の市区・医師会等と医師少数区域等の市町村・医師会等とでの提携・調整を行うことが考えられる。

○その他

- ・ 大学における地域医療学講座等での勤務
- ・ 都道府県が求めるセミナー講師
- ・ JMAT、DMAT または地域の医師会が編成する医療救護班への登録、医師会が実施する災害医療チーム研修への参加
- ・ 保健所の嘱託医への登録
- ・ メディカルコントロール業務
- ・ 看護学校等での講義
- ・ 地域ケア会議への出席
- ・ 介護認定審査会への出席、障害支援区分認定審査会への出席